

《参考》 令和5年度 太子町保育料基準額表（3号認定）

上段：保育標準時間
下段：保育短時間 （単位：円/月）

階層区分	定義 (父母等の税額の合計)	3歳未満児		
		1人目	2人目	3人目以降
第1階層	生活保護世帯	0	0	0
第2階層	住民税非課税世帯	0	0	0
第3階層	第3階層のうち、ひとり親世帯等 48,600円未満	6,700	0	0
		6,600	0	0
		14,600	7,300	0
第4階層	48,600円以上 77,101円未満のうち、ひとり親世帯等 48,600円以上 97,000円未満	14,400	7,200	0
		6,700	0	0
		6,600	0	0
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	24,000	12,000	0
		23,600	11,800	0
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	36,500	18,250	0
		35,900	17,950	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	49,200	24,600	0
		48,400	24,200	0
第8階層	397,000円以上	56,000	28,000	0
		55,000	27,500	0
		72,800	36,400	0
		71,600	35,800	0

- ※1 令和6年3月31日現在の満年齢が基本となるため、入所日以降に誕生日を迎えても年度内の保育料は変わりません。
- ※2 同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合は、年齢の上の児童から1人目と数えます。ただし、住民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）までの世帯の場合は、子どもの年齢や保育所等に入所しているかどうかにかかわらず、年齢の上の子どもから1人目と数えます。（平成28年4月から）
- ※3 保育料決定に係る住民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。